

令和 6 年 6 月 成田市議会定例会議案資料

(改正する条例の新旧対照表)

1. 改正がある部分の属する条のみを表示することとし、改正を要する条の中に改正を要しない項、号等がある場合は、それらの項、号等の規定部分を「略」と表示する。
2. 現行の欄に下線が付されている部分があり、その部分に対応する改正案の欄にも下線が付されている部分がある場合は、現行の欄の下線が付されている部分を改正案の欄の下線が付されている部分に改める。
3. 現行の欄に下線が付されている部分があり、その部分に対応する改正案の欄に下線が付されていない場合は、現行の欄の下線が付されている部分を削る。
4. 現行の欄に下線が付されていない部分がなく、その部分に対応する改正案の欄に下線が付されている部分がある場合は、改正案の欄の下線が付されている部分を加える。

議案番号	改正する条例の名称	頁
2	・成田市税賦課徴収条例	3
3	・成田市都市計画税条例	4
4	・成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	7
5	・成田市こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例	8
6	・成田市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例	9
8	・成田市税賦課徴収条例（令和6年3月31日専決）	1 1
9	・成田市都市計画税条例（令和6年3月31日専決）	3 5
1 0	・成田市重度心身障害者の医療費助成に関する条例（令和6年3月31日専決）	4 0
1 1	・成田市あじさい工房の設置及び管理に関する条例（令和6年3月31日専決）	4 1
1 2	・成田市国民健康保険税条例（令和6年3月31日専決）	4 2

○議案第2号資料

・成田市税賦課徴収条例新旧対照表

現行	改正案
第52条の3 法第348条第2項第9号，第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は，土地については第1号及び第2号に，家屋については第3号及び第4号に，償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を，当該土地，家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人，公益社団法人若しくは公益財団法人，宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの，医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者，令第49条の10第1項に規定する医療法人，公益社団法人若しくは公益財団法人，一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。))若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。))，社会福祉法人，独立行政法人労働者健康安全機構，健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師，准看護師，歯科衛生士，歯科技工士，助産師，臨床検査技師，理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの，公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの，公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。))の所有に属しないものである場合においては，当該土地，家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証	第52条の3 法第348条第2項第9号，第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は，土地については第1号及び第2号に，家屋については第3号及び第4号に，償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を，当該土地，家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第152条第5項の法人，公益社団法人若しくは公益財団法人，宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの，医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者，令第49条の10第1項に規定する医療法人，公益社団法人若しくは公益財団法人，一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。))若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。))，社会福祉法人，独立行政法人労働者健康安全機構，健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師，准看護師，歯科衛生士，歯科技工士，助産師，臨床検査技師，理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの，公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの，公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。))の所有に属しないものである場合においては，当該土地，家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証

現行	改正案
明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 附 則 (法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合) 第10条の2 略 2～6 略 7～14 略 15～18 略	明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 附 則 (法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合) 第10条の2 略 2～6 略 <u>7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。</u> <u>8～15 略</u> <u>16 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>17～20 略</u>

○議案第3号資料

・成田市都市計画税条例新旧対照表

現行	改正案
附 則 4・5 略 <u>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u>	附 則 <u>(法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合)</u> <u>4 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>5・6 略</u> <u>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u>

現行	改正案
6・7 略 8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第6項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第6項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第6項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定	7・8 略 9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定

現行	改正案
に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。	に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
<u>11</u> 略 (市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)	<u>12</u> 略 (市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)
<u>12～14</u> 略 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)	<u>13～15</u> 略 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)
<u>15</u> 略 <u>16</u> 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第6項及び第9項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第7項、第9項及び第10項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第9項から第11項</u>までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、同項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第12項から第14項</u>までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、<u>附則第13項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。	<u>16</u> 略 <u>17</u> 附則第7項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第7項及び第10項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第8項、第10項及び第11項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第10項から第12項</u>までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、同項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第13項から第15項</u>までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、<u>附則第14項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。
<u>17・18</u> 略	<u>18・19</u> 略

○議案第4号資料

・成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
(職員) 第30条 略 2 略 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号又は特区法第12条の4第1項の規定により受け入れる場合に限る。次号並びに第32条第2項第3号及び第4号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1 3 略 (職員) 第32条 略 2 略 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1 3 略 (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第45条 略 2 略 (1)・(2) 略	(職員) 第30条 略 2 略 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号又は特区法第12条の4第1項の規定により受け入れる場合に限る。次号並びに第32条第2項第3号及び第4号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1 3 略 (職員) 第32条 略 2 略 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1 3 略 (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第45条 略 2 略 (1)・(2) 略

現行	改正案
(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号並びに第48条第2項第3号及び第4号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1 3 略 (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第48条 略 2 略 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1 3 略	(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号並びに第48条第2項第3号及び第4号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1 3 略 (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第48条 略 2 略 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1 3 略

○議案第5号資料

・成田市こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(業務) 第3条 略 (1)～(3) 略 (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、<u>同条第4項</u>に規定する放課後等デイサービス、	(業務) 第3条 略 (1)～(3) 略 (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、<u>同条第3項</u>に規定する放課後等デイサービス、

現行	改正案
<u>同条第5項</u>に規定する居宅訪問型児童発達支援，<u>同条第6項</u>に規定する保育所等訪問支援及び<u>同条第7項</u>に規定する障害児相談支援 (5)・(6) 略	<u>同条第4項</u>に規定する居宅訪問型児童発達支援，<u>同条第5項</u>に規定する保育所等訪問支援及び<u>同条第6項</u>に規定する障害児相談支援 (5)・(6) 略

○議案第6号資料

・成田市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
(職員に係る基準及び当該職員の員数) 第2条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000以上6,000未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員は，次の各号に掲げるとおりとし，その員数は，原則として当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略	(職員に係る基準及び当該職員の員数) 第2条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000以上6,000未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員は，次の各号に掲げるとおりとし，その員数(<u>成田市地域包括支援センター等運営協議会(以下「協議会」という。)</u>が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは，当該地域包括支援センターの職員の勤務延べ時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより，当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算することができる。次項において同じ。)は，原則として当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 2 前項の規定にかかわらず，協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは，複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として，当該区域内の第1号被保険者の数について，おおむね3,000以上

現行	改正案																
2 <u>前項の規定にかかわらず</u>，地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると<u>成田市地域包括支援センター等運営協議会</u>(以下「協議会」という。)において認められた場合には，地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は，次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に定める者及び員数とすることができる。	<u>6,000未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより，当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において，当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数は，同項各号に掲げる者のうちから2とする。</u> 3 <u>第1項の規定にかかわらず</u>，地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると協議会において認められた場合には，地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は，次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に定める者及び員数とすることができる。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>担当する区域における第1号被保険者の数</th><th>地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>おおむね1,000未満</td><td><u>前項各号</u>に掲げる者のうちから1又は2</td></tr> <tr> <td>おおむね1,000以上2,000未満</td><td><u>前項各号</u>に掲げる者のうちから2(うち1は，専らその職務に従事する常勤の職員とする。)</td></tr> <tr> <td>おおむね2,000以上3,000未満</td><td>専らその職務に従事する常勤の<u>前項第1号</u>に掲げる者1及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1</td></tr> </tbody> </table>	担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数	おおむね1,000未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから1又は2	おおむね1,000以上2,000未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから2(うち1は，専らその職務に従事する常勤の職員とする。)	おおむね2,000以上3,000未満	専らその職務に従事する常勤の <u>前項第1号</u> に掲げる者1及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>担当する区域における第1号被保険者の数</th><th>地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>おおむね1,000未満</td><td><u>第1項各号</u>に掲げる者のうちから1又は2</td></tr> <tr> <td>おおむね1,000以上2,000未満</td><td><u>第1項各号</u>に掲げる者のうちから2(うち1は，専らその職務に従事する常勤の職員とする。)</td></tr> <tr> <td>おおむね2,000以上3,000未満</td><td>専らその職務に従事する常勤の<u>第1項第1号</u>に掲げる者1及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1</td></tr> </tbody> </table>	担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数	おおむね1,000未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから1又は2	おおむね1,000以上2,000未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから2(うち1は，専らその職務に従事する常勤の職員とする。)	おおむね2,000以上3,000未満	専らその職務に従事する常勤の <u>第1項第1号</u> に掲げる者1及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1
担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数																
おおむね1,000未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから1又は2																
おおむね1,000以上2,000未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから2(うち1は，専らその職務に従事する常勤の職員とする。)																
おおむね2,000以上3,000未満	専らその職務に従事する常勤の <u>前項第1号</u> に掲げる者1及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1																
担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数																
おおむね1,000未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから1又は2																
おおむね1,000以上2,000未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから2(うち1は，専らその職務に従事する常勤の職員とする。)																
おおむね2,000以上3,000未満	専らその職務に従事する常勤の <u>第1項第1号</u> に掲げる者1及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1																

○議案第8号資料

・成田市税賦課徴収条例新旧対照表

現行	改正案
(市民税の減免) 第49条 略 2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前5日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	(市民税の減免) 第49条 略 2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限前5日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(3) 略 3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
(固定資産税の減免) 第62条 略 2 前項の規定によって、固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前5日までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(5) 略 3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	(固定資産税の減免) 第62条 略 2 前項の規定により、固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前5日までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(5) 略 3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

現行	改正案
(特別土地保有税の減免) 第103条 略 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 附 則	(特別土地保有税の減免) 第103条 略 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(3) 略 3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 附 則 (令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除) <u>第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u> <u>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第45条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第45条の5</u>

現行	改正案
	第1項中「課した」とあるのは「<u>附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき</u>」と、「の前々年中」とあるのは「<u>の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中</u>」と、「前々年中」とあるのは「<u>、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中</u>」とする。 (令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例) 第7条の6 <u>令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第39条の2の規定にかかわらず、次に定めるところによる。</u> (1) <u>特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下</u>

現行	改正案
	<u>この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第39条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。</u> <u>(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第39条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第39条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。</u> <u>(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。</u>

現行	改正案
	(4) <u>特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。</u> 2 <u>令和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第45条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)</u>を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。 (令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例) <u>第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第45条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。</u> (1) <u>特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第45条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。))の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)</u>からその者の年金所得に係る所得割

現行	改正案
	額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。))がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。))を控除した額をいう。以下この号において同じ。))を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。))をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。))に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。))並びに第45条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。))は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。))に2を乗じて得た金額をその者の

現行	改正案
	<u>特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> (2) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> (3) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u>

現行	改正案
	(4) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> (5) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。</u> 2 <u>前項の規定の適用がある場合における第45条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。</u> 3 <u>令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民</u>

現行	改正案
	税の額(第1項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定めるところによる。 (1) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第45条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> (2) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税</u>

現行	改正案
(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)	額とする。 (3) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第45条の5第2項の規定により読み替えられた第45条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。</u> 4 <u>前項の規定の適用がある場合における第45条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。</u> 5 <u>令和6年度分の個人の市民税につき第45条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。</u> <u>(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)</u> <u>第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u> (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

現行	改正案
第8条 略 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項の規定の適用については、<u>同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第8条第2項」とする。</u> (法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合) 第10条の2 略 2～6 略 7 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 8 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 9 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 10 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例	第8条 略 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項、<u>附則第7条の5第1項及び前条</u>の規定の適用については、<u>第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条第2項」と、附則第7条の5第1項中「及び前条」とあるのは「前条及び附則第8条第2項」と、前条中「及び附則第7条の4」とあるのは「附則第7条の4及び次条第2項」とする。</u> (法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合) 第10条の2 略 2～6 略 7 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 8 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 9 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 10 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例

現行	改正案
で定める割合は、2分の1とする。 11 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 12 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 13 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 14 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 15 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 16 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 17 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 18・19 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略 2 略	で定める割合は、2分の1とする。 11 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 12 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 13 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 14 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 15 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 16 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 17・18 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略 2 略 3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

現行	改正案
<u>3～7</u> 略 8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第8項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(7) 略 9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第10項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に	<u>4～8</u> 略 9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(7) 略 10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第10項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に

現行	改正案
施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(6) 略	(1)～(6) 略
<u>12</u> 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	<u>13</u> 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(5) 略	(1)～(5) 略
<u>13</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告に係る書類の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	<u>14</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告に係る書類の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用	(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
(6) 略	(6) 略
<u>14</u> 略 (土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の	<u>15</u> 略 (土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の

現行	改正案
特例に関する用語の意義) 第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 (1)～(7) 略 (8) 平成5年度適用市街化区域農地 <u>法附則第19条の3第5項</u> (令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例) 第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第53条の2の規定にかかわらず、<u>令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税</u>に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地</u>であって、<u>令和5年度分の固定資産税</u>について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第53条の2の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例) 第12条 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年	特例に関する用語の意義) 第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 (1)～(7) 略 (8) 平成5年度適用市街化区域農地 <u>法附則第19条の3第4項</u> (令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例) 第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第53条の2の規定にかかわらず、<u>令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税</u>に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地</u>であって、<u>令和8年度分の固定資産税</u>について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第53条の2の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例) 第12条 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年

現行	改正案
度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得	度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2

現行	改正案
た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。 (農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)	を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。 (農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

現行	改正案																				
第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。<u>以下この条において同じ。</u>)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 <table> <tr> <th>負担水準の区分</th><th>負担調整率</th></tr> <tr> <td>0.9以上のもの</td><td>1.025</td></tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満のもの</td><td>1.05</td></tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満のもの</td><td>1.075</td></tr> <tr> <td>0.7未満のもの</td><td>1.1</td></tr> </table> (市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例) 第13条の2 略 2・3 略 4 <u>令和2年度分の固定資産税について成田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(令和3年条例第16号)による改正前の成田市税賦課徴収条例(以下「令和3年改正前の条例」という。)</u>附則第13条の2第3項において準用する同条第1項	負担水準の区分	負担調整率	0.9以上のもの	1.025	0.8以上0.9未満のもの	1.05	0.7以上0.8未満のもの	1.075	0.7未満のもの	1.1	第13条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 <table> <tr> <th>負担水準の区分</th><th>負担調整率</th></tr> <tr> <td>0.9以上のもの</td><td>1.025</td></tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満のもの</td><td>1.05</td></tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満のもの</td><td>1.075</td></tr> <tr> <td>0.7未満のもの</td><td>1.1</td></tr> </table> (市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例) 第13条の2 略 2・3 略	負担水準の区分	負担調整率	0.9以上のもの	1.025	0.8以上0.9未満のもの	1.05	0.7以上0.8未満のもの	1.075	0.7未満のもの	1.1
負担水準の区分	負担調整率																				
0.9以上のもの	1.025																				
0.8以上0.9未満のもの	1.05																				
0.7以上0.8未満のもの	1.075																				
0.7未満のもの	1.1																				
負担水準の区分	負担調整率																				
0.9以上のもの	1.025																				
0.8以上0.9未満のもの	1.05																				
0.7以上0.8未満のもの	1.075																				
0.7未満のもの	1.1																				

現行	改正案
<u>ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第13条の2第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。</u> 第13条の3 市街化区域農地に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(<u>令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額</u>)(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。))を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が	第13条の3 市街化区域農地に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。))を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化

現行	改正案
当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 (免税点の適用に関する特例) 第14条 附則第12条、第13条、第13条の2又は第13条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第55条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第12条、第13条又は第13条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第13条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地(附則第13条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。))については附則第13条の2第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)<u>又は第4項</u>に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。 (特別土地保有税の課税の特例) 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。))に対して課する<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の特別土地保有税については、第100条第1号及び第108条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。	区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 (免税点の適用に関する特例) 第14条 附則第12条、第13条、第13条の2又は第13条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第55条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第12条、第13条又は第13条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第13条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地(附則第13条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。))については附則第13条の2第1項(同条第3項において準用する場合を含む。))に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。 (特別土地保有税の課税の特例) 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。))に対して課する<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の特別土地保有税については、第100条第1号及び第108条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

現行	改正案
2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第100条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)」に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)」に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 略 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の3 略 2 略 3 略 (1)～(4) 略 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の4 略 2 略 3 略 (1)～(4) 略	2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第100条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)」に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)」に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 略 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の3 略 2 略 3 略 (1)～(4) 略 (5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の4 略 2 略 3 略 (1)～(4) 略

現行	改正案
4 略 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第17条 略 2 略 3 略 (1)～(4) 略 (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第18条 略 2～4 略 5 略 (1)～(4) 略 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条 略	<u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 4 略 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第17条 略 2 略 3 略 (1)～(4) 略 <u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第18条 略 2～4 略 5 略 (1)～(4) 略 <u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条 略

現行	改正案
2 略 (1)～(4) 略 (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第21条 略 2 略 (1)～(4) 略 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第21条の2 略 2 略 (1)～(4) 略 3・4 略 5 略 (1)～(4) 略	2 略 (1)～(4) 略 (5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第21条 略 2 略 (1)～(4) 略 (5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第21条の2 略 2 略 (1)～(4) 略 (5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 3・4 略 5 略 (1)～(4) 略

現行	改正案
(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第21条の3 略 2 略 (1)～(4) 略 3・4 略 5 略 (1)～(4) 略 (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例) 第23条 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項の規定により、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は、適用しない。</u>	(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第21条の3 略 2 略 (1)～(4) 略 (5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 3・4 略 5 略 (1)～(4) 略 (5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例) 第23条 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条第1項の規定により、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は、適用しない。</u>

○議案第9号資料

・成田市都市計画税条例新旧対照表

現行	改正案
附 則 (法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合) 2 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 (法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合) 3 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合) 4 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合) 5 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 6 略 (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例) 7 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の	附 則 (法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合) 2 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合) 3 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合) 4 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 5 略 (宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例) 6 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た

現行	改正案
3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。	額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。
8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	7 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
9 <u>附則第7項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	8 <u>附則第6項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第6項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のもの	9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のもの

現行	改正案
のに係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。	に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第6項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 (農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例)	10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第6項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 (農地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例)
12 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。<u>以下この項において同じ。</u>)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に	11 農地に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得

現行	改正案																				
掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。 <table> <tr> <th>負担水準の区分</th><th>負担調整率</th></tr> <tr> <td>0.9以上のもの</td><td>1.025</td></tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満のもの</td><td>1.05</td></tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満のもの</td><td>1.075</td></tr> <tr> <td>0.7未満のもの</td><td>1.1</td></tr> </table> (市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)	負担水準の区分	負担調整率	0.9以上のもの	1.025	0.8以上0.9未満のもの	1.05	0.7以上0.8未満のもの	1.075	0.7未満のもの	1.1	た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。 <table> <tr> <th>負担水準の区分</th><th>負担調整率</th></tr> <tr> <td>0.9以上のもの</td><td>1.025</td></tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満のもの</td><td>1.05</td></tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満のもの</td><td>1.075</td></tr> <tr> <td>0.7未満のもの</td><td>1.1</td></tr> </table> (市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)	負担水準の区分	負担調整率	0.9以上のもの	1.025	0.8以上0.9未満のもの	1.05	0.7以上0.8未満のもの	1.075	0.7未満のもの	1.1
負担水準の区分	負担調整率																				
0.9以上のもの	1.025																				
0.8以上0.9未満のもの	1.05																				
0.7以上0.8未満のもの	1.075																				
0.7未満のもの	1.1																				
負担水準の区分	負担調整率																				
0.9以上のもの	1.025																				
0.8以上0.9未満のもの	1.05																				
0.7以上0.8未満のもの	1.075																				
0.7未満のもの	1.1																				
13 略 14 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により市税賦課徴収条例附則第13条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした	12 略 13 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により市税賦課徴収条例附則第13条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)																				

現行	改正案
場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。) を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。	を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。
15 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)	14 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)
16 略	15 略
17 附則第7項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第7項及び第10項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第7項、第8項、第10項及び第11項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第10項から第12項</u>までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、同項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第13項から第15項</u>までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、<u>附則第14項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3	16 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第6項及び第9項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第7項、第9項及び第10項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第9項から第11項</u>までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、同項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第12項から第14項</u>までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、<u>附則第13項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項におい

現行	改正案
項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。 18 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例) 19 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項の規定により、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定は、適用しない。	て読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。 17 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例) 18 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条第1項の規定により、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定は、適用しない。

○議案第10号資料

・成田市重度心身障害者の医療費助成に関する条例新旧対照表

現行	改正案
附 則 (高額治療継続者に係る助成の制限の特例措置) 3 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、受給資格者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第35条第1項第1号に規定する高額治療継続者である場合は、第7条第2項の規定は、適用しない。	附 則 (高額治療継続者に係る助成の制限の特例措置) 3 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、受給資格者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第35条第1項第1号に規定する高額治療継続者である場合は、第7条第2項の規定は、適用しない。

○議案第11号資料

・成田市あじさい工房の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正案	
別表		別表	
利用時間	利用者負担額	利用時間	利用者負担額
4時間未満	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)に基づき算定した生活介護サービス費(利用定員が20人以下(区分4))の額(次項において「算定額」という。)の2分の1の額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)	3時間未満	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号。以下「算定基準」という。)に基づき算定した生活介護サービス費(利用定員が11人以上20人以下(所要時間3時間未満の場合(区分4)))の額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)
4時間以上	算定額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)	3時間以上4時間未満	算定基準に基づき算定した生活介護サービス費(利用定員が11人以上20人以下(所要時間3時間以上4時間未満の場合(区分4)))の額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)
		4時間以上5時間未満	算定基準に基づき算定した生活介護サービス費(利用定員が11人以上20人以下(所要時間4時間以上5時間未満の場合(区分4)))の額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)
		5時間以上6時間未満	算定基準に基づき算定した生活介護サービス費(利用定員が11人以上20人以下(所要時間5時間以上6時間未満の場合(区分4)))の額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)
		6時間以上7	算定基準に基づき算定した生活介護サービス費(利用定員が11

現行	改正案	
	時間未満	人以上20人以下(所要時間6時間以上7時間未満の場合(区分4))) の額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)
	7時間以上	算定基準に基づき算定した生活介護サービス費(利用定員が11人以上20人以下(所要時間7時間以上8時間未満の場合(区分4))) の額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)

○議案第12号資料

・成田市国民健康保険税条例新旧対照表

現行	改正案
(国民健康保険税の減額) 第21条 略 (1) 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～エ 略	(国民健康保険税の減額) 第21条 略 (1) 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～エ 略

現行	改正案
(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>535,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前各号に該当する者を除く。) ア～エ 略 2・3 略	(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>545,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前各号に該当する者を除く。) ア～エ 略 2・3 略